

電気通信等関係事業者部会設置要領

(総則)

第1条 滋賀県無料Wi-Fi整備促進協議会規約（以下「規約」という。）第11条の規定に基づき電気通信等関係事業者部会（以下「部会」という。）を設置することとし、滋賀県無料Wi-Fi整備促進協議会部会運営規程（以下「運営規程」という。）によるもののほか、部会の運営についてこの要領に定めるものとする。

(業務)

第2条 部会は、規約第3条に規定する業務にかかる技術的事項について検討等を行う。

(組織)

第3条 運営規程第2条の規定に基づく部会の部会長および部会員は別表のとおりとする。

(事務局)

第4条 部会の事務局は、滋賀県県民生活部情報政策課に置く。

付 則

この要領は、平成27年10月2日から施行する。

付 則

この要領は、平成27年11月26日から施行する。

付 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成28年9月16日から施行する。

付 則

この要領は、平成28年10月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

別表

	団体名
部会員	株式会社あいコムこうか
部会員	アサヒ飲料株式会社
部会員	エレコム株式会社
部会員	KDDI 株式会社
部会員	コカ・コーラウエスト株式会社
部会員	サントリービバレッジサービス株式会社
部会員	株式会社 ZTV
部会員	ソフトバンク株式会社
部会員	ダイドードリンコ株式会社
部会員	タケショウ株式会社
部会員	株式会社ドコモ CS 関西
部会員	西日本電信電話株式会社 滋賀支店
部会員	東近江ケーブルネットワーク株式会社
部会員	株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス
部会員	滋賀県商工会議所連合会
部会員	立命館大学
部会長	滋賀県県民生活部情報政策課